

平成31年第1回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月8日（金）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	総務課長	川村星彦
企画財政課長	円子富浩	税務課長	吉田英輔
産業課長	高橋宏典	町民課長	小林章
福祉課長	舘泰之	建設下水道課長	外山昌彦
診療所事務長	吉田史明	会計管理者	川原徹
教育委員会 教育委員長	瀧口孝之	教育課長	長谷智
農業委員会 委員長	金浏盛一	農業委員会 事務局局長	高橋宏典
選挙管理 委員会委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局局長	高橋寿典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋寿典	事務局次長	松橋紀幸
------	------	-------	------

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決
- 日程第 3 議案第 1 号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 日程第 4 議案第 2 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 5 議案第 3 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 6 議案第 4 号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 5 号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6 号 六戸町総合体育館条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 7 号 六戸町総合体育館使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10 議案第 8 号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11 議案第 9 号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 10 号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 11 号 六戸町農業農村整備事業分担金徴収条例案
- 日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 15 各常任委員会所管事項調査付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

7番 川村重光

8番 河野豊

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

皆様、おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成31年度予算関係議案第18号から第24号までの7件について、審議が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

8番、河野委員長。

予算特別委員長（河野 豊君）

おはようございます。

それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において予算特別委員会に付託されました平成31年度予算関係の議案第18号 平成31年度六戸町一般会計予算、議案第19号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第22号 平成31年度六戸町介護保険事

業特別会計予算、議案第23号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算を、去る3月6日、7日の2日間、予算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議長（円子徳通君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより議案第18号から議案第24号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成31年度六戸町一般会計予算、議案第19号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第20号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第22号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第23号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第24号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計予算、以上7件の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案第1号になります。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明申し上げます。

平成31年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する8市町で負担する額を2ページの別紙のとおり変更するものであります。全体では前年度比較17万2,000円減の640万4,000円、また当町の負担額は前年度より3,000円減の10万5,000円となっております。

以上で議案第1号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書3ページをお開き願います。補足資料1ページもご参照願います。

変更内容は、南黒地方福祉事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、別表第1から削除するものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてご説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。補足資料1ページからもご参照願います。

内容は議案第2号と同様であります。南黒地方福祉事務組合が解散することに伴い、別表第1及び別表第2、第8号から削除するものでございます。

附則は、施行期日を定めたものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第4号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

議案第4号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険の健全な財政運営を図るため、県が示す標準税率を参考に保険税率を見直すとともに、課税方式についてこれまでの4方式から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式とするものであります。

条例の改正内容についてご説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。説明補足資料3ページからの新旧対照表もあわせてごらんください。

まず、2条は、資産割額の廃止に伴い、文言を削るものであります。

第3条から第5条の2は基礎課税額に係る改正であります。第3条は所得割額を100分の5.95から100分の8.5に、第4条は資産割額の規定を削除し、第5条は均等割額を2万6,500円から2万8,000円に、第5条の2は、特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を3万500円から3万2,000円に、特定世帯の平等割額を1万5,250円から1万6,000円に、特定継続世帯の平等割額を2万2,875円から2万4,000円にそれぞれ改めるものであります。

第6条から第7条の3は後期高齢者支援金等課税額に係る改正であります。第6条は所得割額を100分の2.05から100分の2.7に、第7条は資産割額の規定を削除し、第7条の2は均等割額を8,500円から1万1,000円に、第7条の3は、特定世帯及び特定継続世帯以外の平等割額を9,500円から1万円に、特定世帯の平等割額を4,750円から5,000円に、特定継続世帯の平等割額を7,125円から7,500円にそれぞれ改めるものであります。

第8条から第9条の3は介護納付金課税額に係る改正であります。第8条は所得割額を100分の1.75から100分の2.3に、第9条は資産割額の規定を削除し、第9条の2は均等割額を9,500円から1万2,000円に、第9条の3は平等割額を7,500円から7,000円にそれぞれ改めるものであります。

11ページから12ページにかけての第23条の改正は、低所得者に対する減額規定を、改正後の均等割額及び平等割額に対応いたしまして、第1号が7割軽減の額について、第2号は5割軽減の額について、第3号は2割軽減の額について、それぞれ相当する額に改めるもの

であります。

12ページをお開きください。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で議案第4号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第5号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第5号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の13ページから14ページになります。あわせて補足資料の8ページもごらんくださるようお願いいたします。

今回の改正は、大曲小学校なかよし会入所児童の増加に伴い、定員を増加するため改正するものでございます。

内容につきましては、学童保育所の名称等を定めた別表中の大曲小学校第1なかよし会の定員36人、第2なかよし会の定員36人及び第3なかよし会の定員28人をそれぞれ40人に変更するものでございます。この改正により、大曲小学校なかよし会の定員は合計で100人から120人となります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 六戸町学童保育所設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第6号 六戸町総合体育館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第6号 六戸町総合体育館条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の15ページをお開きください。あわせて補足資料の9ページもご参照願います。

本案は、六戸町教育大綱において「社会体育」を「スポーツ」へ変更したことに伴い、関係条文を整理し改めるため提案するものでございます。

議案の16ページをお開きください。

第1条の改正は、目的において「体育」を「スポーツ」に改めるものになります。

第3条の改正は、職員の職名を現行規則に改めるものになります。

附則では、施行期日を平成31年4月1日としております。

以上で議案第6号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 六戸町総合体育館条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第7号 六戸町総合体育館使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

議案第7号 六戸町総合体育館使用料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の17ページをごらんください。あわせて補足資料の9ページもご参照願います。

本案は、六戸町総合体育館大規模改修工事Ⅰ期工事を受け、使用料を改正するため提案するものであります。

18ページをお開きください。

第2条の改正では、暖房料及び電気料を使用料に含めるため改めるものになります。

19ページと20ページの別表の改正につきましては、使用料の単価を1時間とし、照明料金と暖房料金を含め、利用者がわかりやすい設定とするものであります。

また、児童生徒の運動促進につながるよう、アリーナ、第2体育室、トレーニングルームの使用について町内の高校生以下の利用を無料とし、スポーツ振興の促進に努める改正内容としております。

附則では、施行期日を平成31年4月1日としております。

以上で議案第7号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 六戸町総合体育館使用料徴収条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第8号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(舘 泰之君)

議案第8号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案22ページから23ページになります。あわせて補足資料10ページもごらんくださるようお願いいたします。

改正の内容は、介護保険法施行規則等の改正により、指定の申請を行う申請者の資格要件に、看護小規模多機能型居宅介護を行う病床を有する診療所を開設している者を加えるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長 長(円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 六戸町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第9号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第9号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案24ページから45ページまでとなります。あわせて補足資料10ページから45ページもごらんくださるようお願いいたします。

改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、対応する条文の整理を行うものでございます。

改正の主なものとしたしましては、地域密着型通所介護の区分に障害福祉サービスなどをあわせて提供する共生型地域密着型サービスを追加し、その基準を定めるものが、27ページから31ページのところ、第78条の2というところの追加になります。そこの当該基準を追加するものになります。これによって障害福祉制度の指定を受けている事業者も基準を満たせば介護サービスを提供できることになります。

そのほか、サテライト型事業所や介護医療院の基準の創設、施設系サービスの身体的拘束等の適正化に関し、関連する条項への条文の整理を行うものになります。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 六戸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第10号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第10号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案46ページから51ページになります。あわせて補足資料46ページもごらんくださるようお願いいたします。

改正の内容は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことにより、対応する条文の整理を行うものでございます。

改正の主なものといたしましては、49ページをお開きください。

第9条の改正として、共用型認知症対応型通所介護の利用定員を1日当たり12人以下に見直しするもののほか、あとは介護医療院の基準の創設、施設系サービスの身体的拘束等の適正化に関し、関連する条文の整理を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものでございます。

以上で議案第10号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 六戸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第11号 六戸町農業農村整備事業分担金徴収条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

議案第11号 六戸町農業農村整備事業分担金徴収条例案について、その概要をご説明いたします。

議案書52ページをごらんください。

本条例案は、土地改良法の適用を受けない土地改良事業、その他の農業農村整備事業の受益者分担金を徴収するため、条例を制定するものであります。

第1条は、趣旨について定めるものであります。

第2条は、分担金の徴収について定めるものであります。

第3条は、分担金の額について定めるものであります。

第4条は、分担金の額の変更について定めるものであります。

第5条は、賦課期日及び納期について定めるものであります。

第6条は、分担金の減免について定めるものであります。

第7条は、納期限の延長について定めるものであります。

第8条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第11号の説明といたします。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番。

7番（川村重光君）

この土地改良法の適用を受けない土地改良事業、そしてまた農業農村事業の、土地改良法に適用するのはわかるんですけども、係っていないと。例えば、どういう事例が対象になるものか、それから、今まではどういう扱いで、こういうものはあったのか、そこのところをひとつお願いします。

議長（円子徳通君）

産業課長。

産業課長（高橋宏典君）

お答えいたします。

まず、土地改良法によらない土地改良事業とはという点についてご説明させていただきます。

県営事業としての要件、つまり土地改良法の要件を満たしてはいないものの、国の実施要綱に基づき県が実施する事業に該当するものが、土地改良法の適用を受けない土地改良事業という形になります。

（「事例」の声あり）

産業課長（高橋宏典君）

事例ですか。今まではないので。

今までですと、県営事業という、県の要件に該当する事業ということで県営事業として行っていたんですが、今回予算提案させていただきました高見地区の水門改修工事に関しましては、県の要件に該当してはませんが、国の事業としては採択いただけるということですので、土地改良法の適用を受けない事業という扱いになっております。

ちなみに、今まではこういう事例があったのかという、分担金を徴収する事例があったのかということだったんですが、今まであった条例に関しましては、特定のそのときだけの事業に該当する条例案ということで制定がされていまして、従前からありました条例は使えないということで今回制定となりました。

7 番（川村重光君）

わかりました。

議長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 六戸町農業農村整備事業分担金徴収条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (円子徳通君)

起立全員であります。

お座りください。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第15 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、河野豊君、産業民生常任委員会委員長、高坂茂君から、所管事項について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容につきましては、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は平成31年3月議会定例会終了後から平成31年4月30日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成最後の平成31年第1回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご協力ありがとうございました。

礼。

閉会（午前10時41分）